

いじめ防止等のための基本的な方針

野原中学校

(1) いじめの定義

当該児童・生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものも含む）を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものをいう。

(2) 教職員の意識

いじめの未然防止に向けて「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことを生徒にしっかりと伝え、人権教育の充実や規範意識の醸成に努めていくことが必要である。また「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものであること」さらに「いじめは人間の命に関わる問題であること」という認識をもつことが大切である。そして、いじめに苦しんでいる生徒のために、いじめの兆候をできるだけ早く察知し、早期解決を心がけなければならない。

問題行動への対応のための家庭訪問ばかりでなく、日常的な家庭訪問に努め、生徒や保護者とのつながりを大切にするなど、常に生徒に寄り添い、きめ細やかな配慮のもとに教育活動を展開するように努めたい。

また、学校における最大の教育環境は教職員である。今後も、生徒一人一人を大切にする意識や日常的な態度が非常に重要であること、教職員の言動が生徒に大きな影響をもつことなどを十分認識して日々の教育活動を継続していきたい。

(3) いじめの未然防止への措置

① 道徳教育及び体験活動等の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

② 生徒の主体的な活動の推進

生徒が学級活動や生徒会活動の中で、いじめの防止等のために自主的に行う活動を支援する。

③ 教員の資質能力の向上

いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、職員に対する研修を実施し、職員のいじめ問題に関する資質能力の向上を図る。

④ 家庭への支援

保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口を紹介し、家庭への支援を行う。

(4) 早期発見・早期対応のための措置

① 生徒への定期的な調査等の実施

いじめを早期に発見するため、生徒に対する定期的な調査及び教育相談を行う。

② スクールカウンセラーによる相談体制

心の専門家であるスクールカウンセラーを紹介し、生徒・保護者からの相談を受ける体制の充実を図る。

(5) いじめの防止等のために実施すべき施策

○学校いじめ防止基本方針の策定

○校内いじめ問題対策委員会の設置

① 校内いじめ問題対策委員会の構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護、学年主任、人推教員（こどもサポートセンター等）いじめの問題に関する措置を実効的に行う関係者

② 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や年間計画の作成
- ・具体的で実効性のある校内研修の企画
- ・実態把握や情報収集を目的とした取組
- ・いじめが生じた際の組織的な対応
- ・いじめ事案の事実関係を調査する母体
- ・保護者や地域への情報提供
- ・いじめ防止等についての取組の検証、改善

(6) いじめへの対処

いじめが発見されたとき、早期解決に向けて、組織的な対応をする。また、個人別生活カードを活用し、情報の共有化を図る。いじめ発見から以下のように対処する。

- ① 生徒指導主事、管理職に報告
- ② いじめ問題対策委員会による組織的な対応
- ③ 職員による情報の共有化
- ④ 個人別生活カードに記録（以後適宜）
- ⑤ 当該生徒（被害者、加害者）への事実確認（担任による面談）
- ⑥ 家庭訪問（被害生徒、当該生徒）
- ⑦ いじめ問題対策委員会
- ⑧ 職員による情報の共有化
- ⑨ 各学級での指導
- ⑩ 経過観察

(7) 家庭、地域、関係機関との連携

子どもの家での変化を知ることやいじめの解決については、家庭の協力が不可欠である。また、平素から、学校や学校の設置者と関係諸機関との情報共有体制を構築しておく必要がある。

- ① 家庭からの情報提供
- ② 学校と連携した家庭での指導
- ③ 被害者、加害者の心のケア
- ④ PTA、教育委員会、こどもサポートセンター、警察等との連携